

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

☎ ひとり親世帯分:子育て支援課 臨時特別給付金担当 ☎893-6406
 ☎ ひとり親世帯以外分:臨時特別給付金推進室 ☎0120-093-192

低所得の子育て世帯に対し子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

対象(申請が不要な人)

次に該当する人は申請が不要です。また、給付金は既に支給済みです。

- ▷ひとり親世帯
令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ▷ひとり親世帯以外
令和4年度中に実施した「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の支給対象者

対象(申請が必要な人)

申請がない場合は支給できませんのでご注意ください。

- ▷ひとり親世帯
 - ①公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当が全額停止の人
 - ②物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人
 いずれも児童扶養手当の要件に該当する場合に限ります。児童扶養手当が全部停止となっている人も対象となる場合があります。その他、対象になるか不明な場合はご相談ください。※既に同給付金のひとり親世帯以外分を受給した人は除きます。
- ▷ひとり親世帯以外
 - 18歳に達する日以後の最初の3/31まで(障がいがある場合は20歳まで)の児童の養育者で、以下のいずれかに該当する人
 - ①令和5年度の住民税(均等割)が非課税の人
 - ②物価高騰の影響を受けて、令和5年1/1以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入であると認められる人
 ※既に同給付金のひとり親世帯分を受給した人は除きます。

給付額 対象児童1人当たり一律5万円

手続き

- ▷ひとり親世帯
対象と思われる人には7月下旬に通知を送付しています。通知のない人で該当すると思われる人はご相談ください。
- ▷ひとり親世帯以外
臨時特別給付金推進室および子育て支援課窓口で配布、もしくは市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、郵送による申請にご協力ください。
<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2023051000032/>

申請受付期間 8/1(火)～令和6年2/29(木)(ひとり親世帯以外:令和6年2月生まれの新生児のみ3/15(金)まで申請受付)

副市長に良さんが就任

☎ 秘書政策課 ☎892-0121



元市理事の良幸浩さん(59歳)が、令和5年第3回議会定例会(6/2～6/28)で同意を得て、7/1付けで副市長に就任しました。

新型コロナウイルスワクチン 希望者は早めの接種を

☎ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎893-2111

初回接種を完了した高齢者や基礎疾患を有する人等を対象にオミクロン株2価ワクチン接種を実施しています。接種期間は8/31(木)までですので、希望者は早めに接種をしましょう。詳細はホームページをご確認ください。



- ▷小児(5～11歳)でオミクロン株対応2価ワクチン未接種の人も、この期間中に接種できます。
- ▷乳幼児(6カ月～4歳)、小児(5～11歳)、12歳以上の人の初回接種は、実施期間を延長しています。
- ▷9月から「令和5年秋開始接種」が開始される予定です。詳細は国の方針が決定次第、お知らせします。

市職員の募集

☎ 人事課 ☎892-0121

募集する職種、受験資格、採用予定人数などは下表のとおりです。

採用予定日 令和6年4/1(月)

第1次試験 録画動画による個別面接を実施

募集要項 ホームページに掲載

申込 8/22(火)～9/14(木)の期間に、パソコンやスマートフォンから応募サイトで申し込み



| 職種 (募集人数) | 受験資格 | |
|-------------------------|---|-------------------------|
| 事務職 (若干名) | 学校教育法による大学、短期大学等、高等学校を卒業した人、または同等程度の資格を有する人で、次のAまたはBの区分に該当する人 | |
| | A | 平成6年4/2～平成18年4/1に生まれた人 |
| | B | 昭和49年4/2～昭和57年4/1に生まれた人 |
| 事務職 (社会福祉士) (若干名) | 昭和49年4/2以降に生まれ、社会福祉士の資格を有する人 | |
| 保健師 (若干名) | 昭和49年4/2以降に生まれ、保健師の資格を有する人 | |
| 建築職 (若干名) | 昭和49年4/2以降に生まれ、次の①または②に該当する人 ①学校教育法による大学、短期大学等、高等学校で、建築に関する専門の課程を修了した人 ②一級または二級建築士の資格保持者 | |
| 土木職 (若干名) | 昭和49年4/2以降に生まれ、次の①または②に該当する人 ①学校教育法による大学、短期大学等、高等学校で、土木に関する専門の課程を修了した人 ②1級または2級土木施工管理技士、技術士(建設または上下水道部門)のいずれかの資格保持者 | |
| 電気職 (若干名) | 昭和49年4/2以降に生まれ、次の①または②に該当する人 ①学校教育法による大学、短期大学等、高等学校で、電気に関する専門の課程を修了した人 ②1級または2級電気工事施工管理技士の資格保持者 | |
| 保育士 (若干名) | 平成6年4/2以降に生まれ、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人 | |
| 消防職 (若干名) | 次の①または②に該当し、(A)(B)両方の要件を満たす人 | |
| | ①平成9年4/2～平成14年4/1に生まれ、学校教育法による大学を卒業した人、または同等の資格があると認める人 | |
| | ②平成12年4/2～平成18年4/1に生まれ、学校教育法による短期大学等・高等学校を卒業した人、または高等学校卒業程度の知識を有する人(大学を卒業した人を除く) | |
| | (A) 普通自動車運転免許取得者 | |
| | (B) 視力・色覚・聴力等、災害現場等における消防職務遂行に必要な健康度や体力を有する人 | |

※学歴については、いずれも令和6年3月卒業見込みの人を含みます。

※免許、資格については令和6年3月末までに取得見込みの人を含みます。